



国鉄千葉動力車労働組合

千葉動力労千葉

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)
電話 | (鉄電) 千葉 2935・2936番
(公) 千葉 (22) 7207番

90.6.6 No.3230

根無事実は事実無根 許さぬ処分に断じてアタラク

再度、「否認」「不参」とは

JR東は、三月十八日の十二時間繰り上げストライキに対する勤務認証を「否認」「不参」扱いとして強行してきた。

そもそも、「否認」「不参」とは無届及び承認を与えていない欠勤のことであつて、規定的にも「『否認』とは無届で、『割り振られた労働時間の一部を欠勤する場合』及び承認を与えていないにもかかわらず『割り振られた労働時間の一部を欠勤する場合』をいう」とある。

すなはち、無届=組合から当局へ、及び承認=当局から組合へ、の有無が「否認・不参」認証の基準となるのである。

JR東当局の動向は、「不参」「否認」を突破口にしたところは、一切行われてはいない。例えば津田沼では、当

事実は否定できない！

しかば、すでに明らかになつてゐる通り、当日十時四十分には、「津田沼・

千葉転の事態の善処がなされない場合は、十二時を期してストライキに突入する」旨の通知=届けが本部から支社に行われており、支社の側も、「時間貸してほしい」と回答。十一時四十分にいたっては、「(ストライキに突入しても)やむをえません」と答え、ストライキに対する承認を与えたのである。この時点で無届・不承認という口実は完

全に消滅してしまつたのに

ある。

そもそも、「不参」「否認」「ストライキとして認めない」と言うのであれば、当日のスト参加者に対し、業務指示なり、「ストライキとしては認めない」との通告がされていなければならぬはずである。しかし、そのようなことは、一切行われてはいない。

JR東当局の動向は、「不参」「否認」を突破口にしたところは、一切行われてはいない。例えば津田沼では、当

は受けない、全て支社一本部間でやつてもらう」と、責任者すら出てこず、ビケをはつていたものが、支社でのスト通知以降、一転して、「スト通知を受けますからお願ひします、こちら(当局)からそちら(支部)に行つてもいい、来でもらつてもいい、電話でもいい」と態度が変り、区長・首席・助役が、全てのスト突入者について「〇〇仕業、〇〇時〇〇分から争議、勤務終了〇〇時〇〇分」を再確認までしていくのである。

それどころか、当日十二時以降の出勤者に對しては、本人が「〇〇時〇〇分出勤でこれから勤務なんだから〇〇時〇〇分」と再確認までしていくのである。

千葉転においても同様に、十二時以降の勤務者に對して、「ストライキに入つて、ストライキに入つて」「これが、一体全体どうして「否認」「不参」になるか」など、他の職場においても、同様の対応に出てきたのだ。これが、一体全体どうして「否認」「不参」になるか。

JR東当局の動向は、「不参」「否認」を突破口にしたところは、一切行われてはいない。だが、この間の組織闘い、とりわけ土岐反動区長弾劾闘争と固く結合させなければならぬ。六月